

一般社団法人 佐賀県リハビリテーション 3 団体協議会 選挙規程

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人佐賀県リハビリテーション 3 団体協議会（以下本会）定款第6条第3項に基づき、代議員の選挙に関する事項をこの規程に定める。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会に関する項)

第2条 選挙を行うため選挙管理委員会を置く。

2. 選挙管理委員会は、当該選挙に伴う一切の責任を負う。
3. 本会に選挙管理委員会を置く。
4. 選挙管理委員会は、佐賀県理学療法士会、佐賀県作業療法士会、佐賀県言語聴覚士会（以下各士会）より1名ずつ3名をもって構成する。
5. 選挙管理委員長は、選挙管理委員の中から1名を選出する。
6. 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を統轄する。
7. 選挙管理委員が当該の選挙に立候補する場合には選挙管理委員を辞任しなければならない。

(任期)

第3条 選挙管理委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 選挙管理委員の欠員が生じたときは、当該委員が選出された3団体の中から後任者を決定する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委属)

第4条 選挙管理委員及び選挙管理運営委員の委属は、本会会長が行う。

(選挙事務)

第5条 選挙事務担当者は、選挙管理委員および事務局職員とする。

2. 選挙事務担当者の任期は、告示日から当選証書公布日までとする。

(職務)

第6条 選挙の実施に関する下記の項目については、選挙管理委員会が選挙実施要綱としてこれを定め、理事会の承認を得たのち、正会員へその内容を周知する。

- (1) 選挙人について
- (2) 選挙の告示について
- (3) 立候補の受付について
- (4) 立候補一覧、選挙方法の送付について
- (5) 投票について
- (6) その他、選挙の実施に関し必要な事項

第3章 選挙の告示及び選挙人・被選挙人

(選挙の告示と日程)

第7条 選挙管理委員会は選挙すべき代議員の定員を告示し、立候補を受け、以下を参考に日程を決定する。

- (1) 告示日は、投票締め切り日から7週（49日）前までとする。
- (2) 立候補受付開始日は、投票締め切り日から6週（42日）前までとする。
- (3) 立候補受付締め切り日は、投票締め切り日から5週（35日）前までとする。
- (4) 投票受付開始日は投票に要する情報の発送日とし、投票締め切り日から2週（14日）前までとする。
- (5) 投票締め切りは、投票締め切り日とする。

(選挙人)

第8条 選挙人は、選挙告示日時点で正会員として登録されている者とする。

2. 選挙人名簿は、選挙告示日時点で正会員での名簿より選挙管理委員会が作成する。

(被選挙人)

第9条 被選挙人は、選挙告示日時点において正会員として登録されている者とする。

2. 立候補の届出は、所定の様式を用いなければならない。

第4章 開票・異議申立・当選証書

(立会人)

第10条 開票に際しては、立会人3名を置かなければならない。

2. 立会人は、正会員の中から選挙管理委員長が選任する。選任方法については選挙実施要綱に定める。
3. 選挙管理委員長は投票締め切り後、立会人の立会いのもとに開票する。

(選挙結果の公表)

第11条 選挙結果については、選挙管理委員会が速やかに公表する。

(異議申立)

第12条 選挙の効力に対し、不服がある選挙人または候補者は、文書または電磁的記録式媒体をもって選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。

2. 異議申し立ての受付、開票結果発表日から1週（7日）以内とする。

(当選証書の発行)

第13条 選挙管理委員長は、異議申し立て期間終了後速やかに当選証書を発行する。

第5章 代議員選挙

(定義)

第14条 この規程にいう代議員とは、本会定款第6条第2項に定める社員をいう。

(投票方法)

第15条 代議員選挙は郵便投票または電磁的記録式媒体にて行う。

2. 投票の方法について必要な事項は、別にこれを定める。

(選出の方法)

第16条 代議員の選出は、以下の各号による。

(1) 投票は、定数内連記投票。

(2) 当選は、定数内で白票を除く有効投票の上位得票順とする。

(3) 得票が同数の場合は抽選により当選者を決める。抽選の方法については、別に定める。

(4) 立候補者が定数または定数に満たない場合は、無投票当選とする。

(5) 立候補者がそれぞれ定数に満たない場合は、各士会より推薦する

(欠員の取り扱い)

第17条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。ただし、補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

第6章 雑則

(選挙広報)

第18条 選挙管理委員会は、候補者名、立候補の趣旨、経歴等の広報を3団体のホームページ、文書等により行う。

2. 立候補者は、前項のほかは、公序良俗に反する運動等を行い、または関わってはならない。

(選挙違反)

第19条 選挙管理委員会は、前項に抵触すると思われる運動等を確認したときは、当該候補者また

は候補者全員に対して下記の処分を行う。

(1) 厳重注意

(2) 戒告

(3) 選挙権・被選挙権取り消し

(改廃)

第20条 この規程の改廃は理事会の決議による。

附 則

1. この規程は、平成29年3月24日より施行する。